

第7期勝山市障害福祉計画 第3期勝山市障害児福祉計画

【計画期間：令和6年度～令和8年度】



勝山市

(令和6年3月策定)

目次

第1章 計画の基本的な考え方1
第1節 計画の根拠、目的	
第2節 基本的理念	
第3節 障害者（児）に関する計画と諸計画の関係	
第4節 計画の期間と推進体制（点検作業）	
第2章 障害のある人を取り巻く現状4
第1節 人口と障害者（児）の推移	
第2節 身体障害者（児）の状況	
第3節 知的障害者（児）の状況	
第4節 精神障害者（児）の状況	
第5節 難病患者の状況	
第6節 障害児（気がり児）の状況	
第7節 障害福祉サービス決定者数・障害支援区分の推移	
第8節 各種給付等状況	
第9節 就労、就学状況	

第3章 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの数値（利用見込量）

目標等、成果（数値）目標

第1節 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標値	19
（1）施設入所者の地域生活への移行	19
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
（3）地域生活支援の充実	22
（4）福祉施設から一般就労への移行等	25
（5）障害児支援の提供体制の整備等	27
（6）相談支援体制の充実・強化等	30
（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	32
第2節 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの見込量	33
第3節 地域生活支援事業の見込量	42
計画策定の経過／検討組織	48

* 「障害」という表記について

障害や障害者を表記するときは、「障がい」「障碍」などで表記する考えがあります。

この計画では、「障害者基本法」など法律等で使用されている用語が「障害」となっていることから「障害」と表記しています。

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の根拠、目的

障害に対する国等の計画は、障害者基本法第 11 条に規定されている「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に規定されている「障害福祉計画」があります。

今回、後段の「障害福祉計画」は、国の基本方針に基づいて勝山市の障害者福祉の実情にあわせて施策の数値目標や方策を設定します。

これまで、勝山市では、平成 19 年度の第 1 期障害福祉計画から令和 5 年度の第 6 期までに計 6 回の計画を策定してきました。この間、障害者基本法第 11 条に規定されている「障害者計画」を「勝山市障害者福祉計画」と名付け平成 17 年度から策定し、現在令和 6 年度までの期間を第 5 次勝山市障害者福祉計画として施策の進行中であり、その中の障害福祉計画の部分を国の基本指針の見直しと共に、新たに作成します。

また、児童福祉法第 33 条の 20 の規定にある障害児福祉計画を障害福祉計画とあわせて策定します。

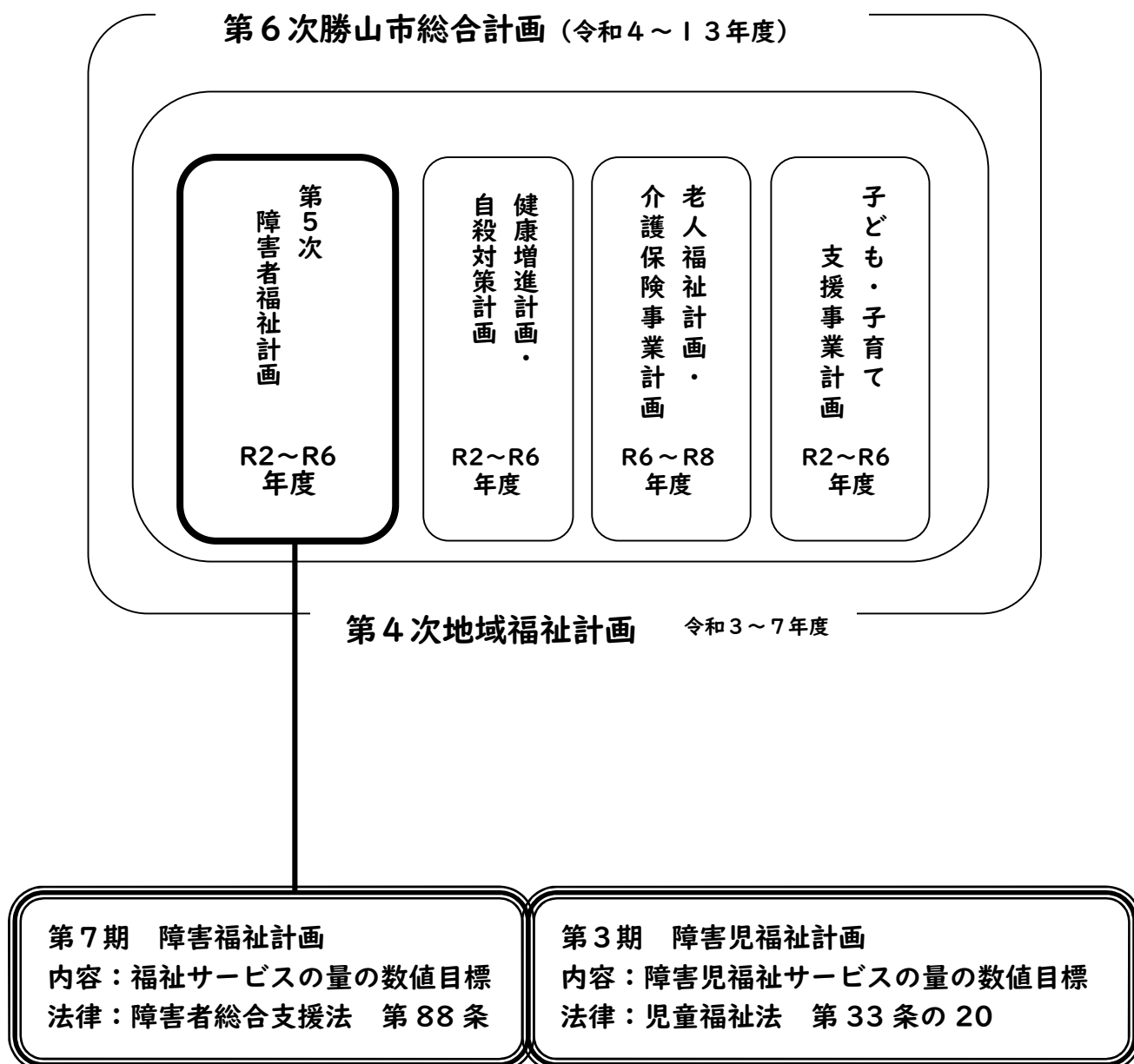
第 2 節 基本的理念

障害がある方々が社会の一員として障害の特性に応じて働き、気がかり児や障害がある子どもたちとその家族が生活しやすいような体制を構築し、障害の有無によって分け隔てられることなく互いに支え合う共生社会の実現、安心して暮らせる地域にすることを理念とし、国の基本指針と勝山市の実情に合わせた目標（数値目標含む）を策定し施策を推進します。

第3節 障害者（児）に関する計画と諸計画の関係

勝山市の保健・福祉施策の指針は、勝山市障害者福祉計画、勝山市健康増進計画・自殺対策計画、勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画、勝山市子ども・子育て支援事業計画でそれぞれ分野別に定め、これらの個別計画を基に、総合的・横断的な施策を勝山市地域福祉計画で定めます。

諸計画との関係



第4節 計画の期間と推進体制（点検作業）

- ・ 計画の期間 令和6年度から8年度

年度 計画名	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障害者福祉計画 (障害者計画) (障害者基本法 第11条3項)							
障害福祉計画 (障害者総合支 援法第88条)							
障害児福祉計画 (児童福祉法 第33条の20)							

- ・ 推進体制（目標値の点検作業）

障害福祉サービスの数値目標等（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）の期間は、3年間（令和6年度から8年度）で、PDCAサイクルを導入し、障害者等のニーズやサービス供給体制の現状と問題点を奥越地区障害者自立支援協議会等で検証しながら、障害者等のニーズや社会経済状況等の変化を把握し、計画を必要に応じて見直すこととします。

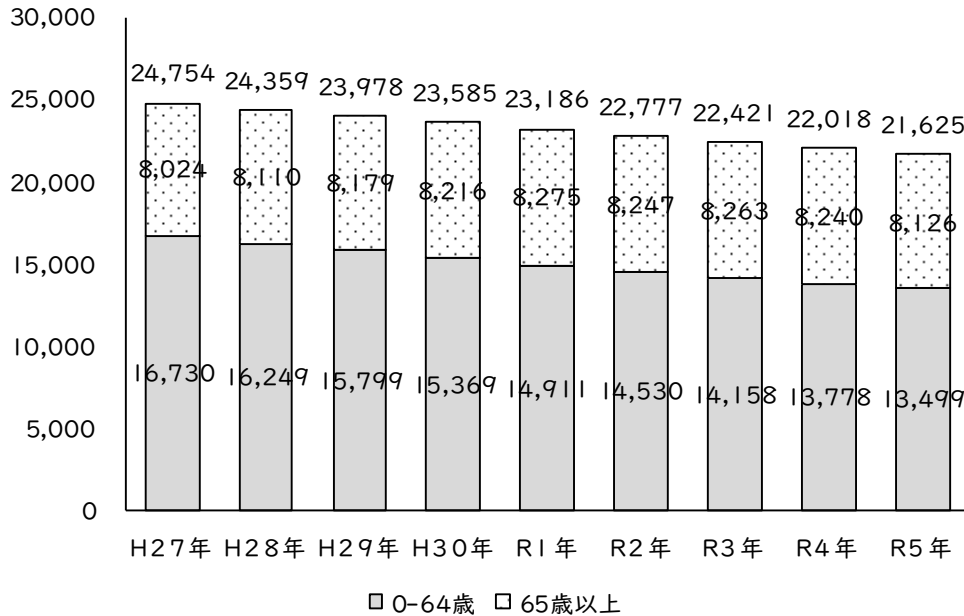
第2章 障害のある人を取り巻く現状

第1節 人口と障害者（児）の推移

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、年々減少しており、令和5年には21,625人となっています。

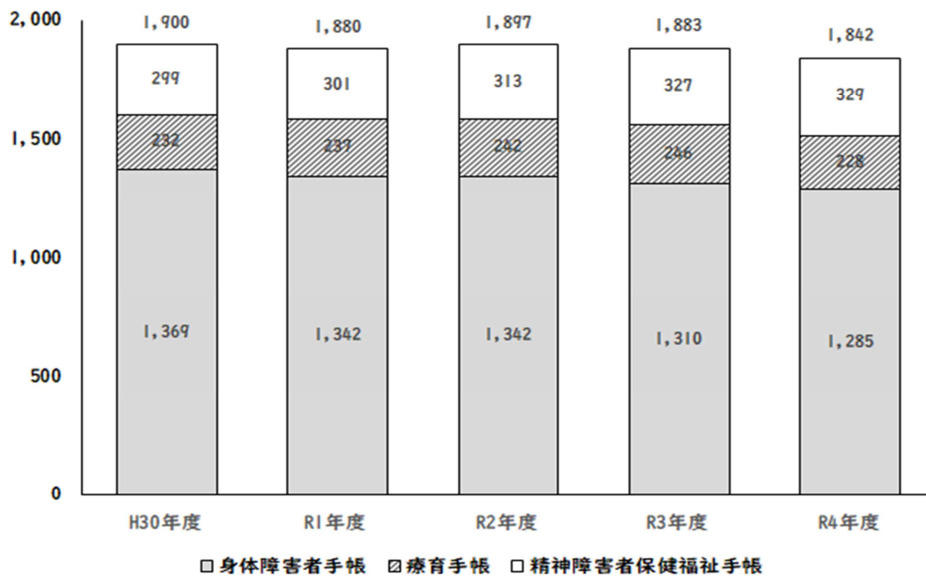
各年4月1日現在



資料：勝山市住民基本台帳

(2) 障害者（児）数の推移

障害別手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳所持者数は、人口とともに減少傾向にあります。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向になっています。（重複含む）



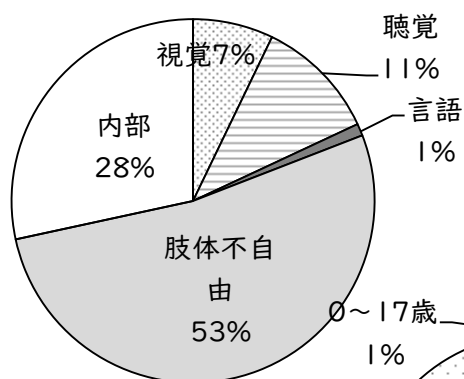
資料：福井県障がい福祉課
福祉課

第2節 身体障害者（児）の状況

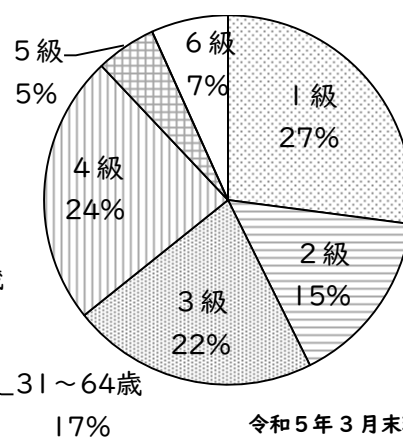
令和4年度末では、身体障害者手帳所持者の障害種別の割合は肢体不自由53%、内部障害28%、聴覚障害11%、視覚障害7%、言語障害1%となっています。障害程度別では1級が最も多く、1、2級で約4割を占めています。

手帳所持者の年齢構成では、65歳以上が8割を占めています。

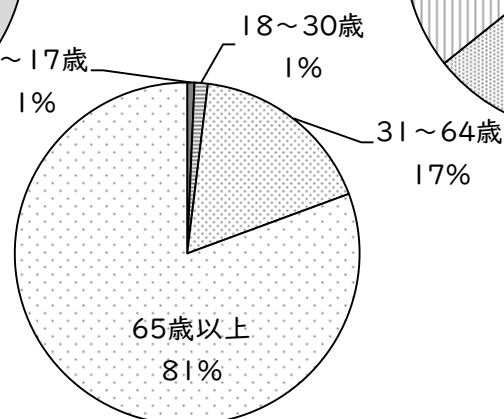
<障害種別割合>



<障害程度別割合>



<年齢構成別割合>



令和5年3月末現在
資料：福井県障がい福祉課

(単位 人)

区分 / 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	27	32	5	6	17	5	92
聴覚	3	34	13	39	0	50	139
平衡機能	0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく	0	2	6	6	0	0	14
上肢	58	47	40	21	19	11	196
下肢	18	54	123	167	22	21	405
体幹	20	22	13	0	9	0	64
脳原性上肢	2	3	2	1	0	0	8
脳原性移動	0	0	0	1	0	0	1
心臓	128	4	53	18	0	0	203
腎臓	82	0	8	1	0	0	91
呼吸器	5	0	10	5	0	0	20
ぼうこう・直腸・小腸・免疫	2	2	5	39	0	0	48
肝臓	3	0	0	0	0	0	3
合計	348	200	278	304	68	87	1,285

資料：福祉課

自立支援医療の給付

○更生医療

身体障害者が障害の軽減を図るために、必要な医療に要する費用が支給されます。特に、腎臓障害で人工透析をする人の割合が、多い傾向にあります。

入院・入院外 実人数

(単位 人)

区分/年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
心臓	2	0	0	0	0
視力	0	0	0	0	0
腎臓	27	30	29	30	27
聴力	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0
免疫	2	2	1	2	1
肝臓	1	1	1	1	1
肢体	0	0	0	0	0
合計	32	33	31	33	29
費用額 (円)	10,815,986	8,463,797	8,491,838	8,121,899	6,991,420

資料：福祉課

○育成医療

障害児（障害に係る医療を行わないときは、将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。障害者の手帳の有無は問いません。

入院・入院外 実人数

(単位 人)

区分/年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
心臓	1	1	0	0	1
視力	0	0	0	0	0
腎臓	1	0	0	0	0
聴力	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく	1	1	2	4	2
その他内臓	0	0	1	0	0
肢体	0	0	0	0	0
合計	3	2	3	4	3
費用額 (円)	150,919	194,531	186,362	388,226	339,644

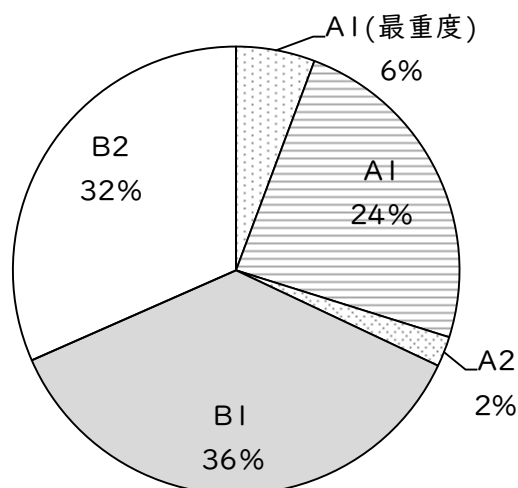
資料：福祉課

第 3 節 知的障害者（児）の状況

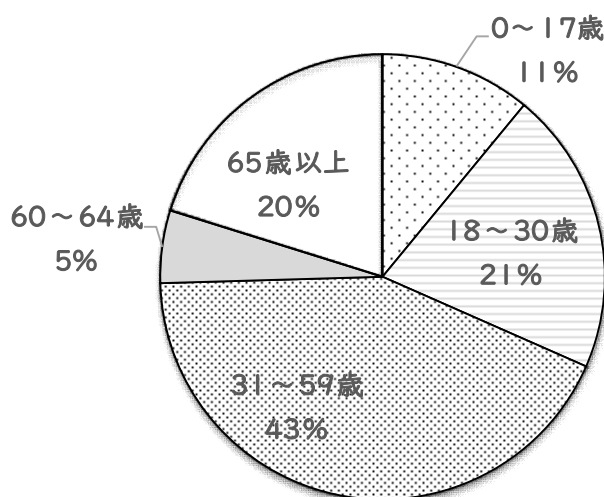
令和 4 年度、療育手帳所持者の状況を見ると、障害程度では B1（中度）が最も多く全体の 36% を占め、次いで B2（軽度）の 32% となっています。

年齢構成では、30 歳未満が 32% となっており、身体障害者や精神障害者の構成比と比較して割合が高くなっています。

<障害程度区分>



<障害年齢別>



令和 5 年 3 月末現在
資料：福祉課

<障害程度別・年齢構成の詳細>

(単位 人)

年齢/等級	A1 (最重度)	A1 (重度)	A2 (中度+身体障害)	B1 (中度)	B2 (軽度)	計
0~5歳	0	0	0	0	1	1
6~12歳	0	2	0	5	6	13
13~17歳	0	1	0	2	8	11
18~30歳	11	3	1	8	24	47
31~59歳	2	25	2	42	27	98
60~64歳	0	3	0	9	0	12
65~74歳	0	18	2	14	6	40
75歳以上	0	3	0	3	0	6
計	13	55	5	83	72	228

資料：福祉課

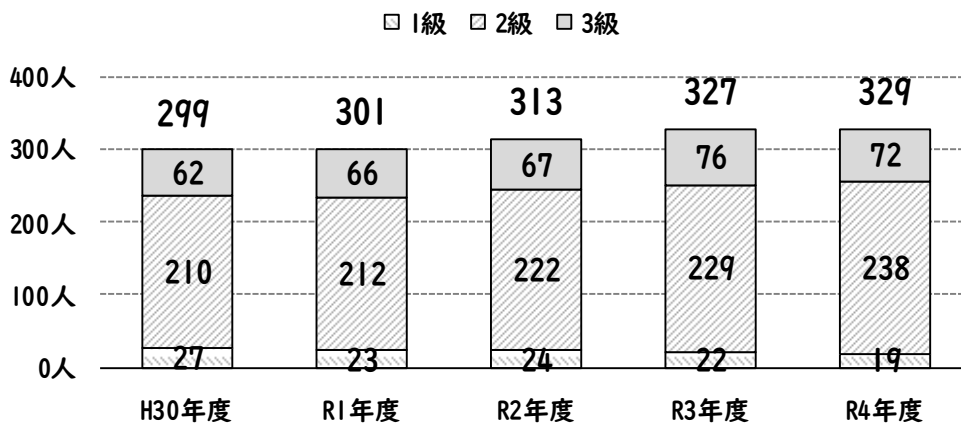
第4節 精神障害者（児）の状況

令和4年度、精神障害者の状況をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度では、2級が最も多く、次いで3級となっています。

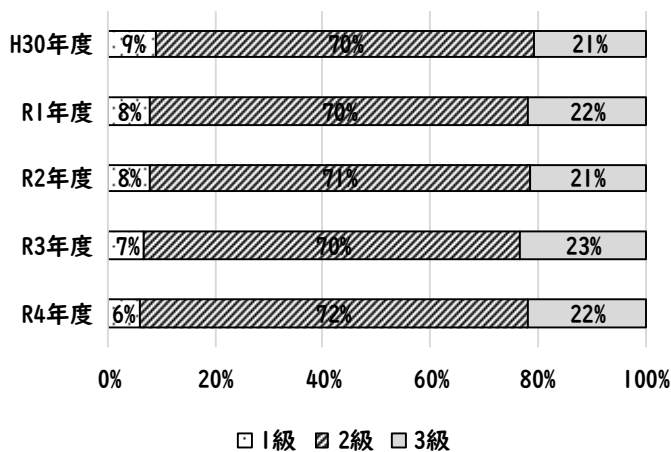
年齢構成では、18歳未満は1%と児童の手帳保持者が少ないのに対し、60歳以上の手帳保持者は全体の約半数を占めています。

なお、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、自立支援医療（精神通院）申請者は1.4倍程度となっており、通院している人数に対して、手帳の所持者が少ない傾向となっています。

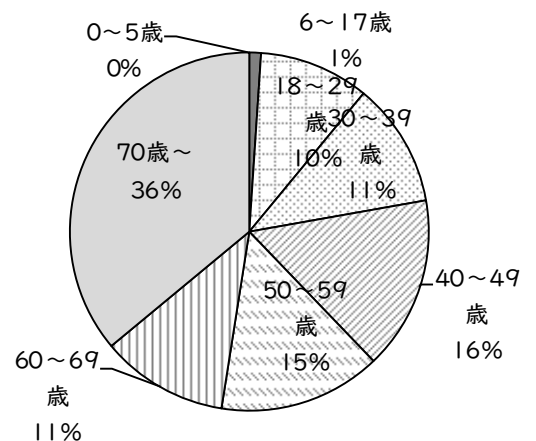
<精神障害者保健福祉手帳所持者数>



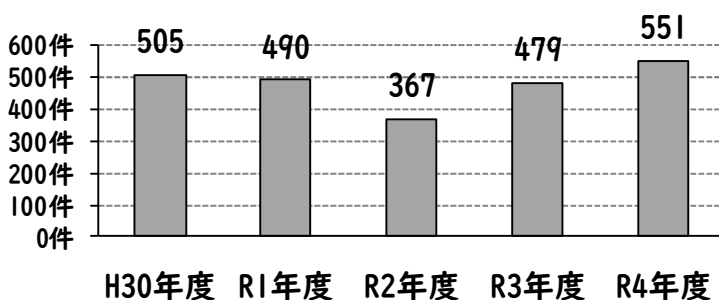
<障害程度別割合>



<年齢構成割合>



<自立支援医療（精神）申請件数>



資料：福井県障がい福祉課
福祉課

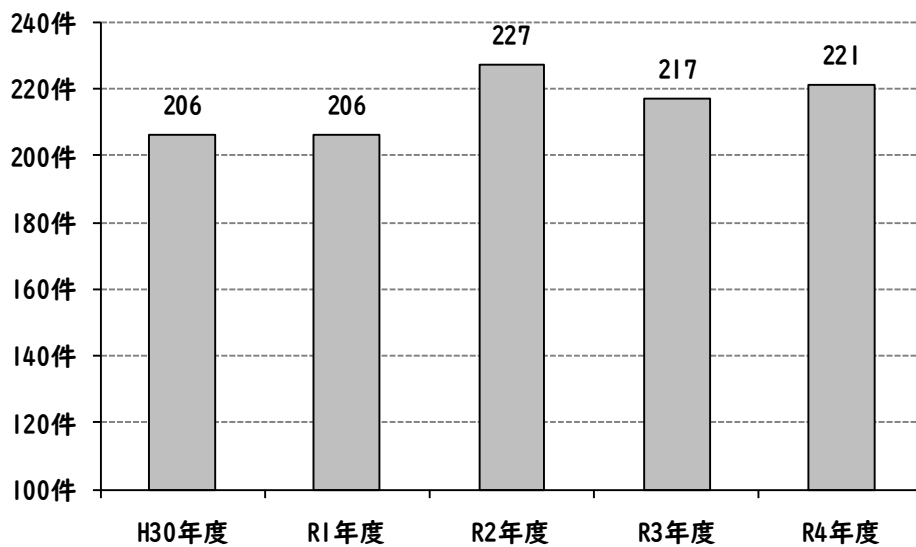
第5節 難病患者の状況

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に、難病等が加わり、障害福祉サービス・相談支援等の対象となりました。

障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されており、対象疾患は369疾患（R6.4から）となっています。

以下の数字は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号：「難病法」）による特定医療費（指定難病）受給者証交付状況の資料です。

<特定医療費（指定難病）受給者証交付状況>



資料：奥越健康福祉センター

（参考資料）H29.1.20全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料より

・障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病（医療費助成の対象となる難病）の基準を踏まえつつ、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件は以下のとおりとされている。

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	要件としない
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

第6節 障害児（気がかり児）の状況

○ことばと育ちの教室利用者数

ことばの発達等に遅れがみられる未就学児に対して、臨床心理士によることばの訓練や療育指導を行っています。課程終了後、更に支援が必要な児童に対しては、専門的な医療機関等へつないでいます。

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実人数（人）	9	11	6	14	16

資料：福祉課

○放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

放課後対策として、市内の児童クラブ（児童センター）で障害児の受け入れを行っています。

対象児 療育手帳又は身体障害者手帳を所持する児童
特別児童扶養手当受給対象児童

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
施設数	3	2	3	3	3
実人数（人）	4	3	7	5	3

資料：こども課

○認定こども園・保育園での障害児の受け入れ

中程度障害児または、重度障害児を受け入れる施設に対して、施設型給付費における療育支援加算の支給に加え、ふれあい保育推進事業や障害児保育推進事業などの補助を行うことで、障害児の受け入れを推進しています。

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
施設数	9	10	10	10	10
実人数（人）	32	38	37	40	39

資料：こども課

○ 5 歳児健診

市では1歳6か月、3歳児健診のほかに、通園している保育士等の問診と保護者の問診を参考に、5歳児健診を実施しています。

年度	対象者数	受診者数	受診率	診察結果								
				要指導	要観察					要治療	要精検	治療中
					社会性	多動傾向	理解面	発音のみ	その他			
H30	154	149	96.8%	27	11	9	17	2	2	0	0	12
R1	159	157	98.7%	34	4	21	8	13	4	1	0	13
R2	154	150	97.4%	27	1	10	13	13	3	1	0	6
R3	165	158	95.8%	45	2	20	11	10	5	1	0	8
R4	140	139	99.3%	14	0	14	9	10	10	0	0	13

資料：健康体育課

○ 発達相談会

幼児健診（1歳6か月、3歳、5歳）で要経過観察になるなど、気がかりな幼児とその保護者を対象に行う個別の相談会を開催しています。市から紹介し、希望した方が参加、また、保護者からの相談を受けて紹介する場合があります。

年度	回数	延人数	参加理由				結果			講師
			発音不明瞭 言語理解	対人関係 行動面	運動面	その他	異常なし	経過観察	他機関照会	
H30	7	11	7	8			6	5	発達専門医のみ1回・臨床心理士のみ4回 言語聴覚士のみ2回	
R1	10	23	18	5			13	9	発達専門医のみ3回・臨床心理士のみ3回 言語聴覚士のみ3回・公認心理士のみ1回	
R2	9	18	13	7		4	15	3	発達専門医3回・臨床心理士3回 言語聴覚士3回	
R3	10	26	17	11		2	18	8	発達専門医3回・公認心理師3回 言語聴覚士4回	
R4	7	17	10	5		2	7	10	発達専門医2回・公認心理師3回 言語聴覚士4回	

資料：健康体育課

○ 養育医療給付事業

医師が入院を必要と認めた赤ちゃんが、指定の医療機関で入院・治療を受ける際に医療費を負担する制度です。

	H30	R1	R2	R3	R4
給付対象者数	12	5	12	8	5
公費負担総額	1,656,548	933,861	884,246	1,104,213	503,859

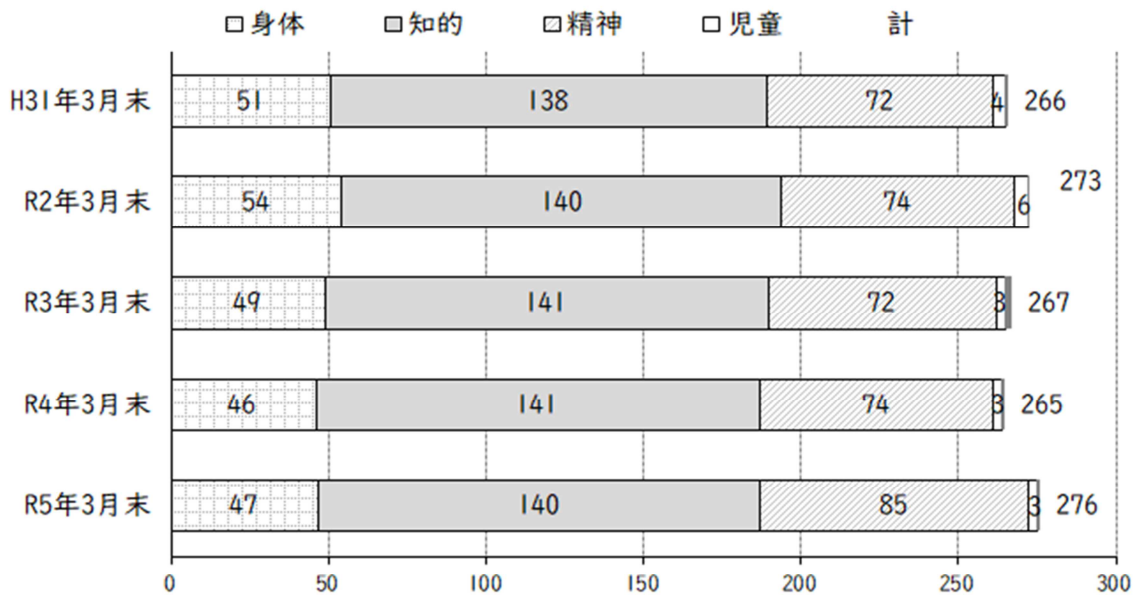
資料：健康体育課

第 7 節 障害福祉サービス決定者数・障害支援区分の推移

障害福祉サービス（児含む）の決定者（利用者）は増加しており、障害支援区分で区分なしが増えています。区分なしでも利用できるサービスがあります。

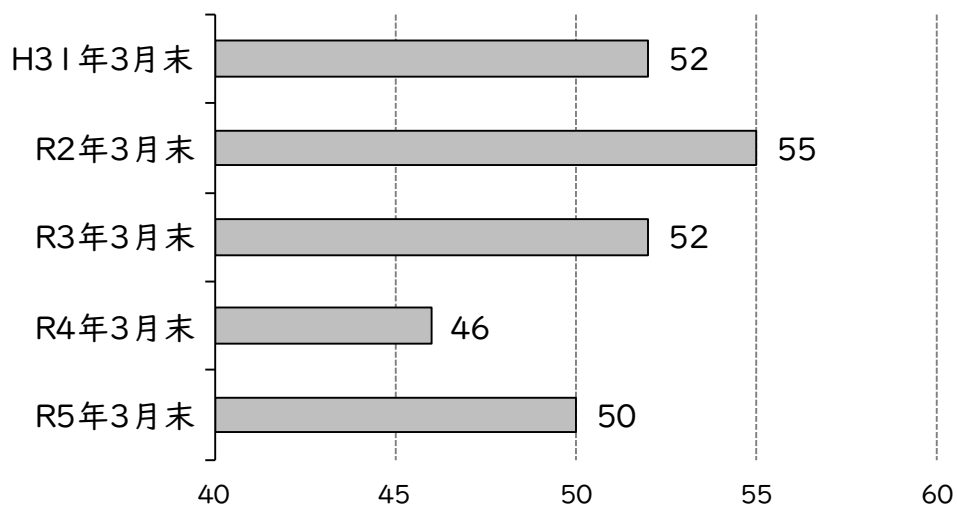
また、支援区分が重い方が年々増えてきています。高齢化に伴う障害の重度化によるものと考えられます。

<障害福祉サービス決定者数>



資料：福祉課

<障害児福祉サービス決定者数>



資料：福祉課

<障害福祉サービス 年別請求金額（国保連支払）>

単位：円

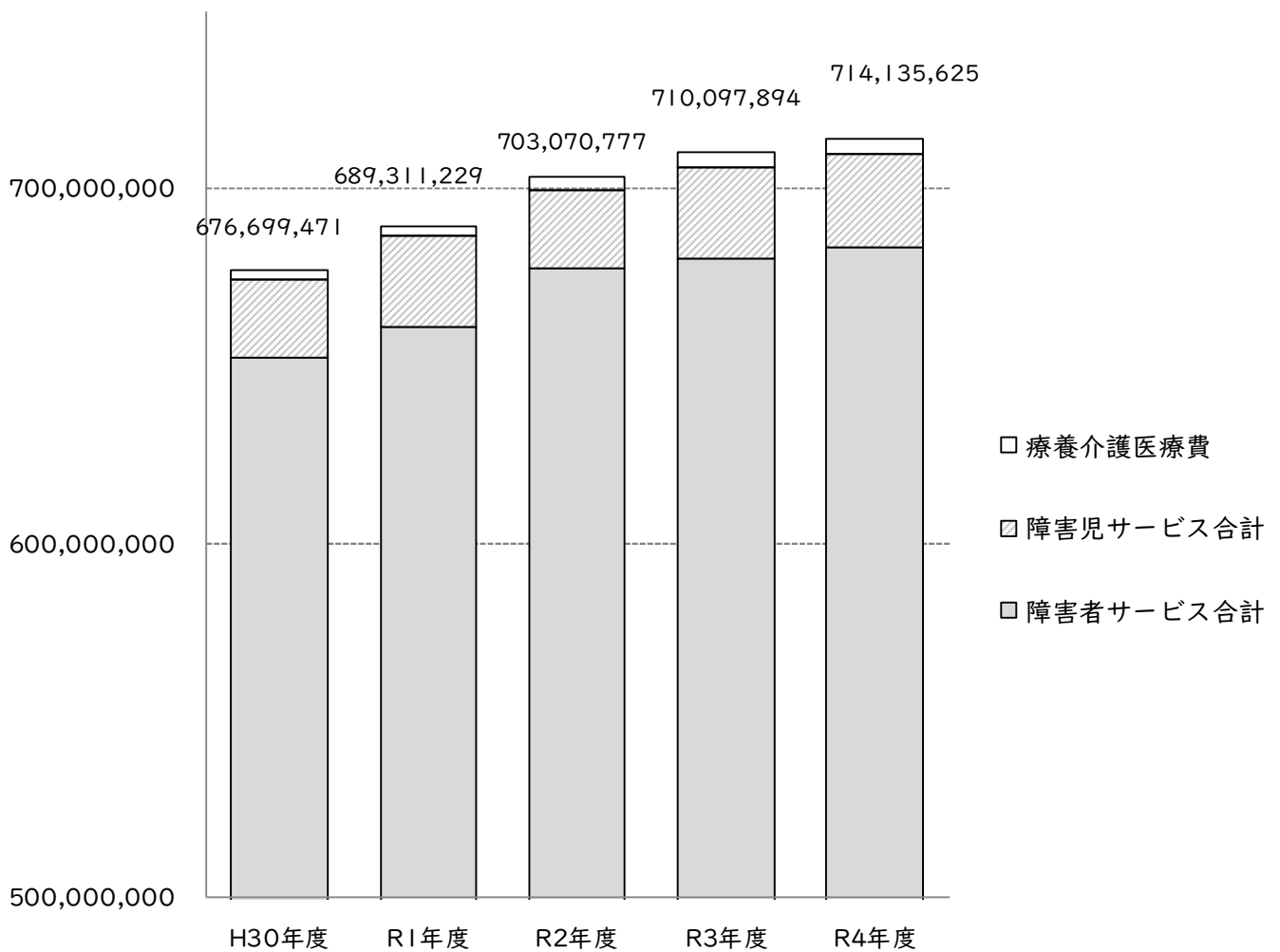
サービス種類	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護	9,716,946	12,528,922	16,613,862	13,464,002	15,031,528
行動援護	0	0	0	0	0
同行援護	1,943,067	2,330,262	1,358,193	1,500,187	1,280,701
療養介護	7,292,454	8,983,112	12,500,188	13,913,140	14,698,130
生活介護	242,303,571	250,036,103	250,223,315	253,651,929	256,097,669
短期入所	3,979,982	3,689,745	2,492,159	3,192,453	344,529
施設入所支援	113,301,264	115,725,751	115,001,058	117,496,847	124,817,932
介護給付費 計	378,537,284	393,293,895	398,188,775	403,218,558	412,270,489
共同生活援助	48,720,595	45,884,659	42,141,696	43,639,874	41,889,947
宿泊型自立訓練	1,103,820	0	0	382,563	1,608,688
自立訓練(機能訓練)	3,169,669	1,071,117	490,040	0	0
自立訓練(生活訓練)	8,365,983	8,806,722	9,018,487	7,819,431	5,796,813
就労移行支援	11,028,674	6,772,980	16,604,390	13,731,696	2,840,907
就労継続支援(A型)	64,288,626	52,701,769	49,529,464	53,351,680	58,269,763
就労継続支援(B型)	128,938,077	142,085,401	150,247,257	146,961,917	148,675,776
訓練等給付費 計	265,615,444	257,322,648	268,031,334	265,887,161	259,081,894
計画相談支援	8,181,982	9,907,971	10,857,685	10,781,628	11,746,971
地域相談		191,471	280,260	0	293,470
相談支援 計	8,181,982	10,099,442	11,137,945	10,781,628	12,040,441
合計	652,334,710	660,715,985	677,358,054	679,887,347	683,392,824
障害児相談支援	2,347,231	2,812,562	2,790,302	2,286,545	2,500,269
児童発達支援	5,985,799	6,165,367	4,799,463	4,257,304	3,544,860
放課後デイサービス	13,656,002	16,484,043	13,983,097	19,349,658	19,829,825
保育所等訪問支援	60,012	304,950	399,306	143,668	127,361
合計	22,049,044	25,766,922	21,972,168	26,037,175	26,002,315
総合計	674,383,754	686,482,907	699,330,222	705,924,522	709,395,139

療養介護医療	2,315,717	2,828,322	3,740,555	4,173,372	4,740,486
合計	676,699,471	689,311,229	703,070,777	710,097,894	714,135,625

資料：福祉課

<障害福祉サービス 年別請求金額>

(単位 円)



資料：福祉課

障害福祉サービス決定者数（障害児含む）のH30年度（266人）とR4年度（276人）と比較して約4%増加し、障害福祉サービスの金額はH30年度（約6億7,669万円）とR4年度（約7億1,413万円）と比較して、約5.5%伸びており、年々増加傾向にあります。

第8節 各種給付等状況

○補装具の交付・修理

身体障害者が日常生活上の能率向上のために必要な、義肢、装具、補聴器、車椅子などを給付しています。身体障害者の増加と福祉機器の開発の進展により、利用者のニーズは多様化しています。また、自己負担の割合は原則10%ですが、各種軽減制度によって自己負担のない方もいるため、自己負担割合を平均すると5%以下となっています。

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付（件数）	23	19	29	36	13
修理（件数）	9	10	13	10	10
合計	32	29	42	46	23
公費負担額（円）	3,295,899	2,716,508	5,041,339	5,584,374	2,768,896
自費（円）	152,342	108,489	231,785	319,148	24,688
総費用額（円）	3,448,241	2,824,997	5,273,124	5,903,522	2,793,584
自己負担割合	4.42%	3.84%	4.40%	5.41%	0.88%

資料：福祉課

○日常生活用具の給付

障害者等（難病患者含む）の日常生活がより円滑に行われるために障害にあった用具を給付又は貸与しています。

貸与の内容としては、特殊寝台や入浴補助用具・特殊便器・ネブライザー・透析液加温器・聴覚障害者用通信装置・人工喉頭・ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）などの給付があります。また、自己負担の割合は原則10%ですが、各種軽減制度によって自己負担のない方もいるため、全体では5%程度になっています。

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付（件）	430	463	459	433	377
内スト-マ（件）	374	411	402	390	372
公費負担額（円）	4,382,816	4,669,277	4,891,361	4,503,922	3,541,799
自費（円）	232,996	235,330	202,465	238,028	206,725
総費用額（円）	4,615,812	4,904,607	5,093,826	4,741,950	3,748,524
自己負担割合	5.05%	4.80%	3.97%	5.02%	5.51%

資料：福祉課

○重度障害児（者）医療費の助成

重度の障害児（者）（身体障害者手帳1級から3級、知能指数IQ50以下の人及び精神障害者福祉手帳の等級が1級、2級の人で自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けている人）が治療を要する場合、その医療費を助成する「重度障害児（者）医療費助成」制度があります。

総額で令和4年度の実績総額は約1億192万円になっています。

区 分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数（人）	1,092	1,129	1,112	1,101	1,028
助成件数（件）	23,464	23,149	21,779	22,188	21,532
費用額（円）	121,657,672	119,314,297	111,186,199	107,753,513	101,923,303
一人あたり額	111,408	105,681	99,988	97,869	99,147

資料：福祉課

○タクシー初乗り料金の助成

身体障害者手帳1級、2級（下肢、体幹又は視力障害で単独2級に限る）及び療育手帳A1又はA2、精神保健福祉手帳1級、2級所有者で、自動車税の減免を受けていない在宅者に、1年間に初乗り料金チケットを24枚交付します。

なお、車椅子又はストレッチャー常用者に対しても、それぞれのタクシー初乗り料金のチケット（券）を交付しています。

新型コロナウイルス感染症の外出制限等の影響もあり、助成金額は減少していましたが、令和4年度はコロナ禍以前の生活に戻って来たため支給額は増加に転じています。

区 分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数（人）	88	91	66	70	53
助成金額（円）	676,610	558,940	468,910	427,010	457,370
一人あたり額	7,689	6,142	7,105	6,100	8,630

資料：福祉課

第9節 就労、就学状況

○障害者の就労状況

障害者雇用義務の対象は、身体障害者と知的障害者でしたが、平成30年4月1日から新たに精神障害者が加わり対象が拡大されました。

障害者の法定雇用率は、令和3年3月に決定された2.3%で、今後も段階的に引き上げられる予定です。

事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

下表のとおり、大野公共職業安定所管内の事業所においては、2.90%となっています。

令和4年6月1日現在

大野公共職業安定所管内（奥越地区）における障害者の就業状況（人）

企業の規模	企業数	法定基礎 労働者数 (常勤)	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害者 雇用数 (計)	障害者 雇用率 (%)
43.5人以上 の企業	34	4624.5	85.5	32.0	16.5	134	2.90%

資料：大野公共職業安定所

○特別支援学校、特別支援学級等への就学状況

平成25年4月に市内に奥越特別支援学校が開校し、長時間の通学などの負担が減り、市内で特別な支援を有する教育の場ができました。

少子化が進む中ではありますが、特別支援学級の生徒は、若干増えています。

令和5年4月1日現在

種別	小学部	中学部	高等部	合計
奥越特別支援学校	7	6	9	22
その他の特別支援学校	0	0	1	1
盲・ろう学校	0	0	0	0
合計	7	6	10	23
(参考 R2 年度)	3	3	2	8

種別	小学校	中学校		合計
特別支援学級	45	17		62
(参考 R2 年度)	43	17		60

資料：市教育総務課、奥越特別支援学校

第3章 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの 数値（利用見込量）目標等、成果（数値）目標

第1節 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標値

国の基本指針に定められた次の事項について、勝山市の考え方を示します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 第6期計画における目標と実績

施設入所者数については、令和3年度に新規施設入所者がおり、一時的に増えました。令和4年度末では死亡や介護保険への移行者がいたため、**結果的に**施設入所者数が減り、目標は達成できました。

施設入所から地域生活への移行は、目標値1名に対し令和4年度に1名あり、目標は達成できました。

理由として、入所者の高齢化や障害支援区分が重度化し、在宅やグループホーム等への地域移行をするのは難しい現実があるものの、地域相談支援を利用して移行することができました。また、長期間在宅にいた方でも同居する家族の高齢化により在宅サービスや家族での支援が困難となり入所する人もいることから、削減が難しい状況です。

(単位 人)

項目	令和元年度末	令和5年度末		比較 (C - B)	評価
	基準数値 (A)	目標値 (B)	実績見込 (C)		
施設入所者数	74	71	70		
施設入所者数の削減 目標 A × 1.6%		3	4	1	達成
施設入所から地域生 活への移行者数 A × 6%		1	1	0	達成

資料：福祉課

② 第7期計画の目標値

【国の基本指針】

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上…70人×6%≒5人
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 …70人×5%≒3人

【勝山市の考え方】

○地域移行者数

国の指針によると、地域生活への移行者数は5人となりますが、現在施設入所者が高齢化、障害支援区分も重度化しており、令和5年度末の施設入所者（見込み）の70人を個々に分析した結果、1人が限度ではないかと目標値をたてました。

地域生活への移行者数（単位 人）					【目標値】 (A-B)
令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績(A)	令和5年度 実績見込み	令和8年度 見込み(B)	
0	0	1	0	1	1

○施設入所者数

児童入所施設からの障害者施設への入所移行、在宅の最重度の方の入所待ち、同居する親の高齢化による在宅での見守りの限界など、今後、入所者を削減することは難しいと考えられます。

ただし、新規の入所の見込や高齢入所者の介護保険施設への移行も視野に入れ、目標値を3人としました。

今後も、県及び事業所等と連携する中で、地域や障害者の現状に合わせた地域移行を支援していきます。

施設入所者数（各年度末時点）（単位 人）					【目標値】 (A-B) A×5%
令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績(A)	令和5年度 実績見込み	令和8年度 見込み(B)	
69	71	70	70	67	3

施設入所支援は、基準となる令和4年度の70人から令和8年度に向けて緩やかな減少を見込んでいます。

項 目	数 値
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	70人
【目標値】令和8年度末の入所者数（B）	67人
【目標値】施設入所から地域生活への移行（6%→1人）	1人
【目標値】施設入所者数の削減目標（5%）（A）－（B）	3人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 第6期計画における実績

勝山市、大野市で共同運営している、奥越地区障害者自立支援協議会では、保健・医療・福祉関係者が一堂に会し、奥越圏域（勝山市・大野市）の福祉・医療・保健制度の紹介や事例検討会等を行っています。なお、奥越地区障害者自立支援協議会の「生活・居住支援部会」を協議の場として位置づけています。

個別事案に関しては、その都度関係者がケース検討会を行い、個々の対応にあたっています。

② 第7期計画の目標値

【国の基本指針】

○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：

325.3日以上

○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）：

令和2年度末と比較し、約3.3万人減

○精神病床における退院率の上昇：3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上

【勝山市の考え方】

○精神病床における退院率の数値については目標値を設定しませんが、奥越地区障害者自立支援協議会において、「生活・居住支援部会」を協議の場として位置づけます。他の「日中活動・就労支援部会」「発達障害・教育部会」「相談支援連絡会」、県自立支援協議会等と情報連携して、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう努めます。

○1年以上の精神病床への長期入院患者の退院促進には、地域移行支援、地域定着支援を活用して、医療機関（精神病床）から地域（在宅）へと退院支援を行うところですが、この制度ができてから利用者は2名と、利用が少ないのが現状です。長期入院になると、医療機関（精神病床）での生活が長期化して、在宅での生活への移行が非常に困難な状況を表しています。

そのため、医療機関や家族から、1年以上の長期入院患者の退院相談があった場合には、障害施設や介護施設への入所支援を行うことがほとんどです。

また、1年以内の入院に関しては、グループホームや訪問系サービス、日中活動サービスを活用して、退院する患者を支援しています。

今後も、長期入院患者の退院促進のため、地域移行支援、地域定着支援等を活用しながら地域での生活ができるように努めます。

(3) 地域生活支援の充実

① 第6期計画における目標と実績

勝山市福祉健康センター「すこやか」内にある「勝山市障害者生活支援センター」を中心に地域生活支援拠点の面的な体制と同等なものとして位置づけています。(24ページ図参照)

相談者数は増加傾向で、相談件数についてはほぼ横ばいとなっています。困難なケースが増え、相談者1人あたりの対応に時間を要しています。生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の相談窓口、困りごとセンター「らいと」や勝山市社会福祉協議会成年後見サポートセンター「ささえ愛」やハローワーク(マイワークかつやま)、医療機関、勝山市内だけでなく奥越圏域の事業所とも連携して障害者等の生活を支えてきました。

また第6期障害福祉計画の期間中、地域生活支援拠点体制の構築を推進するため、奥越地区障害者自立支援協議会で研修会を開催したり、大野市と協議したりしてきました。

参考値 障害者生活支援センターへの相談者数、件数

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)
実人数(人)	148	150	124	161	170
件数	2,549	2,050	2,222	2,003	2,300

② 第7期計画の目標値

資料：福祉課

【国の基本指針】

○令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討。

○令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【勝山市の考え方】

○大野市、奥越地区障害者自立支援協議会と協議をしながら、計画期間内のなるべく早い時期に大野市と連携し、緊急時の受入や体験の機会・場の提供、相談といった圏域での地域生活支援拠点体制を整えていきます。

○奥越地区障害者自立支援協議会の「行動援護サポートワーキングチーム」において、圏域での現状把握と強度行動障害を有する方の生活を支えるより良い支援の在り方や仕組みづくりを検討しています。それを受けて、大野市と連携して支援する体制整備を進めていきます。

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族の不安の解消に努められる相談体制の構築をします。

○奥越地区障害者自立支援協議会の構成メンバー（事業所等）が連携できる体制づくり
障害だけをとらえるのではなく、高齢、生活困窮も含めた市民の困りごとに対応する相談体制を整えます。（困りごとセンター「らいと」との連携）

○勝山市社会福祉協議会成年後見サポートセンター「ささえ愛」との連携による、親亡き後の生活不安の解消に向けた関係機関の連携と、成年後見制度の周知を実施します。

居住支援のための機能をもつ事業所が連携し、
地域の障害者を支援するイメージ

福祉健康センター「すこやか」

- ・福祉課、健康体育課
- ・社会福祉協議会
- ・障害者虐待防止センター
(高齢者等虐待防止ネットワーク会議)
- ・ことばと育ちの教室

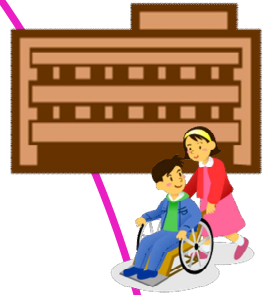
- ・特別障害者等手当
- ・重度障害児(者)医療費助成
- ・各種福祉サービス
- ・補装具費支給
- ・日常生活用具給付等
- ・自立支援医療
- ・障害者手帳
- ・その他福祉サービス

- ・成年後見サポートセンター「ささえ愛」
(成年後見制度の相談)

- ・地域包括支援センター「やすらぎ」
(高齢者等の介護相談)

- ・困りごとセンター「らいと」
(生活困窮者自立支援相談、生活上の困りごと相談)

- ・障害者生活支援センター
(障害全般にかかる相談)



- 障害者入所施設
- ・障害者緊急短期入所事業



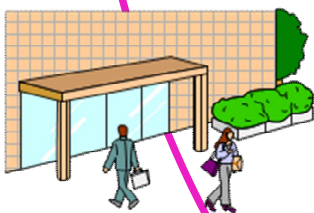
奥越健康福祉センター



医療機関



計画相談支援事業所



障害福祉サービス事業所



グループホーム



親と同居

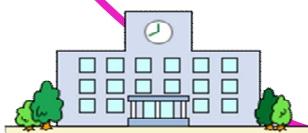


一人暮らし



ハローワーク

奥越地区障害者自立支援協議会



学校



スクラム福井

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 第6期計画における目標と実績

福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業所の努力はありますが、目標値3人に対して令和5年度末で3人の見込みとなり、目標値を達成しました。

就労移行支援事業の利用者数の減少は、有期限のサービスのため標準利用期間(24か月以内)の終了や、奥越圏域のA型事業所の開設がないこと、B型事業所の定員増による減少が要因と考えられます。

(単位：人)

項目	※参照	令和5年度末		比較 (C-B)	評価
	基準数値 (A)	【目標値】 (B)	実績(見込) (C)		
福祉施設から一般就労への移行者数(※Aは令和元年度末)	4	3	3	0	達成
就労移行支援事業の利用者数(※Aは令和元年度末)	12	13	7	△6	未達成

② 第7期計画の目標値

資料：福祉課

【国の基本指針】

○一般就労への移行者数

令和3年度の1.28倍以上… $5人 \times 1.28倍 \div 6人$

○就労移行支援から一般就労への移行者数

令和3年度の1.31倍以上… $4人 \times 1.31倍 \div 5人$

○就労継続支援A型から一般就労への移行者数

令和3年度の1.29倍以上… $0人 \times 1.29倍 \div 0人$

○就労継続支援B型利用者から一般就労への移行者数

令和3年度の1.28倍以上… $1人 \times 1.28倍 \div 1人$

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援から一般就労へ移行した者の割合：

5割以上の事業所を5割以上(新)

○就労定着支援事業の利用者

令和3年度の1.41倍以上… $0人 \times 1.41倍 \div 0人(新)$

○就労定着支援事業所の定着率：就労定着率が7割以上の事業所を2.5割以上

【勝山市の考え方】

○一般就労への移行者数

令和4年度の実績が2人、令和5年度の実績見込みが3人であり、移行があまり進まない状況ですが、今後も事業所と連携し、就労に向けた適切な支援や訓練を促進していきます。

○就労移行支援から一般就労への移行者数

利用者の個別分析し、利用者の障害の特性や能力を考慮し、令和8年度の目標値は、1人とします。

○就労継続支援A型から一般就労への移行者数

○就労継続支援B型から一般就労への移行者数

奥越圏域には、就労継続支援A型、B型事業所が少なく、また障害の特性や能力を考慮すると一般就労への移行は大きく改善することはないと考えられます。また、利用者を個別分析し、利用者の障害の特性や能力を考慮すると、令和8年度の目標値は、就労継続支援A型からの移行は1人、就労継続支援B型からの移行は1人とします。

福祉施設から一般就労移行者数 (単位：人)					
	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	【目標値】 令和8年度 見込み
移行者数(合計)	1	5	2	3	3
就労移行支援	1	4	1	0	1
就労継続支援A型	0	0	1	3	1
就労継続支援B型	0	1	0	0	1

○一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用率

資料：福祉課

○就労定着支援事業所の定着率

就労定着支援事業を実施する事業所は、就労移行事業を実施し、かつ一定の要件を満たした場合に認定を受けることができるものです。

現在、就労定着支援事業所は県内に7か所ありますが、奥越圏域に就労定着支援事業所はありません。また、令和5年度の勝山市の就労定着支援事業の利用者は2名です。このことから、事業の利用者率及び事業の定着率については、数値目標は定めないものとします。

参考値 各事業の利用者数

単位：人

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み
就労移行支援	12	10	6	7
就労継続支援A型	34	36	40	38
就労継続支援B型	100	99	105	107

資料：福祉課

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 第6期計画における目標と実績

ことばや発達が気がかりな子どもに対し、乳幼児期からの各種健診や発達相談会、福祉健康センター「すこやか」で実施している「ことばと育ちの教室」や専門医へのつなぎ、大野市にある児童発達支援「くれよん教室」につなげるなど、気がかりな子どもの早期発見、早期治療、早期療育への対応に努めました。

また、医療的ケア児の就学に向け、保健、保育、教育、障害福祉等の関係機関で協議しました。

② 第7期計画（第3期障害児福祉計画）の目標値

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
(困難な場合は、圏域でも設置可能)

- 保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
(困難な場合は、圏域でも設置可能)

- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置、コーディネーターの配置（令和8年度末まで）

【勝山市の考え方】

○児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

市としては、子どもの支援として、種々の相談や乳幼児健診をとおして、気がかりな子どもや発達障害のある子ども、障害のある子どもの早期発見、発達相談などの個別相談をするとともに、障害者生活支援センターや福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」と連携しながら、「ことばと育ちの教室」等適切な医療や療育機関へつなぐことで切れ目のない支援を行っています。子や保護者にとって各種機関が連携し情報共有を行っていくことが安心感につながっていきます。

児童発達支援センターの設置を目指し、関係機関と協議をしていきます。

気がかりな子どもや発達障害のある子どものより良い就学先を検討する就学支援委員会では「子育てファイルふくいっ子」を活用し、対象児童の特性を見極め、認定子ども園や学校などの関係機関が連携しやすい支援をしていきます。

令和5年4月から子ども政策における支援体制を充実させるため、教育委員会に子ども課を新設し、学校を所管する教育総務課との連携がよりスムーズになりました。

また、市内には奥越特別支援学校があり、圏域内の特別支援教育のセンター的な役割を有していることから、連携することでより専門的な支援をしていきます。

○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保
市内には、奥越特別支援学校の敷地内に「おくえつザウルス」があり、障害児の放課後対策と療育にあたっています。

重症心身障害児の利用はすでにあり、柔軟に対応しています。今後も、医療的ケア児も含めて対象児毎の状況に応じて、関係者と連携して対応を行えるように努めます。

○医療的ケア児支援の協議の場の設置

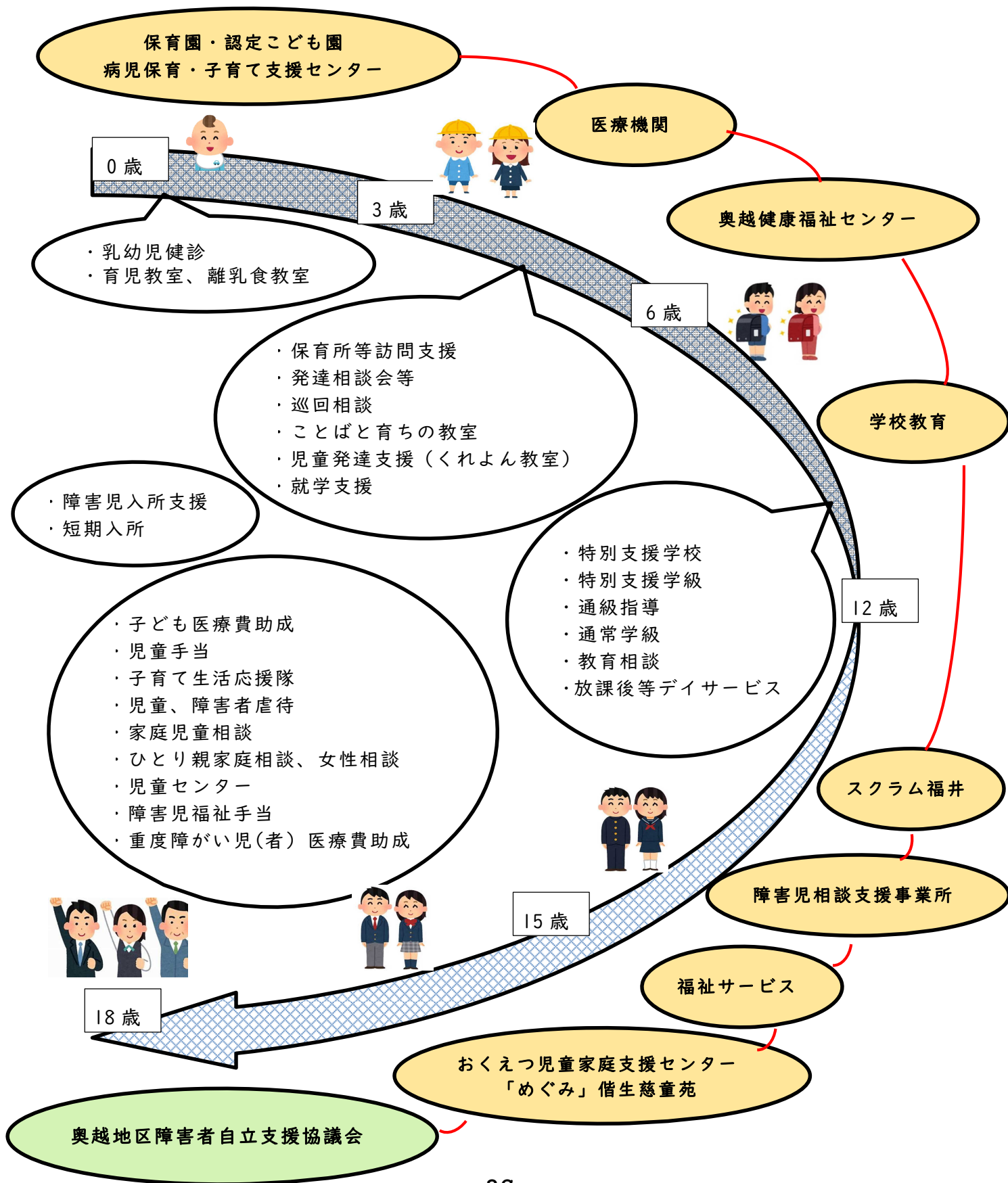
令和元・2年度に国の医療的ケア児保育支援事業のモデル事業を行い、対象児を市内認定こども園にて受け入れを行っています。また、「子育て世代包括支援センター」において関係者、児の保護者と連携を図りながら協議の場を設け児童の受け入れ体制を整えてきました。

対象児によって対応方法も異なっており、これまでの経験を活かして、令和8年度末までに市はコーディネーターの配置を行い、病院、学校、保育園、児童発達施設などの関連施設とのコーディネート業務を行います。

勝山市の妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の連携

妊娠期から

- ・不妊治療費助成
- ・母子健康手帳交付
- ・妊産婦健診
- ・妊産婦健診費助成
- ・妊産婦医療費助成
- ・出産・子育て応援交付金
- ・にこにこ妊婦奨励金
- ・産後ケア
- ・妊娠期から子育て期の相談・訪問
- ・予防接種



(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 第6期計画における目標と実績

勝山市、大野市で共同運営している奥越地区障害者自立支援協議会やサービス提供事業者など、関係機関と連携し、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化について検討を進めていますが、社会資源、人材確保の面で厳しい状況です。

期間内に新規で主任相談支援専門員が2名になり、奥越圏域で現在3名の主任相談支援専門員が、関係機関と連携をとりながら、利用者の状況に応じて柔軟に支援困難なケースへの対応にあたっています。

② 第7期計画の目標値

【国の基本指針】

○令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

○協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制の確保（新）

【勝山市の考え方】

○勝山市、大野市で共同運営している奥越地区障害者自立支援協議会やサービス提供事業者など、関係機関と連携し、基幹相談支援センター設置も含めた総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化について、検討を進めていきます。

○障害者虐待防止センター（福祉課内）では、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係者によるケース検討会の実施、立ち入り調査等を行っていきます。

また、虐待防止に関する啓発活動として、毎年12月の障害者週間に合わせ、市広報紙に相談窓口等を掲載し、市民への周知を行っていきます。

○障害者の権利擁護については、勝山市社会福祉協議会内の成年後見サポートセンター「ささえ愛」において、成年後見制度の相談や市民後見人の支援を行います。また、日常生活自立支援事業と合わせて、障害者の権利擁護ができるように制度の推進を図っていきます。

○令和4年6月、勝山市、福井市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町で構成するふくい嶺北圏で共同設置した「ふくい嶺北成年後見センター」（福井フェニックスプラザ内）において、専門家による相談、制度等の普及啓発、市民後見人の養成講座などを行い、制度の利用促進を図っていきます。

○近年問題となっている引きこもりや大人の発達障害の相談に応じるとともに、相談支援専門員や保健師等の訪問、必要に応じて関係機関と連携して支援していきます。

○市では、「勝山市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を基に、職員向けの研修を行い、各種各場面における事例対応を職員間で共有していきけるように努めます。

○奥越地区障害者自立支援協議会やサービス事業所など関係機関と連携し、個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組やそれを行うための体制の確保について検討を進めていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制の構築

① 第6期計画における目標と実績

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会や奥越地区障害者自立支援協議会の相談支援連絡会等に、障害福祉担当職員が参加しています。

令和3年度には、市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に対し、指導監査を実施しました。

② 第7期計画の目標値

【国の基本指針】

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【勝山市の考え方】

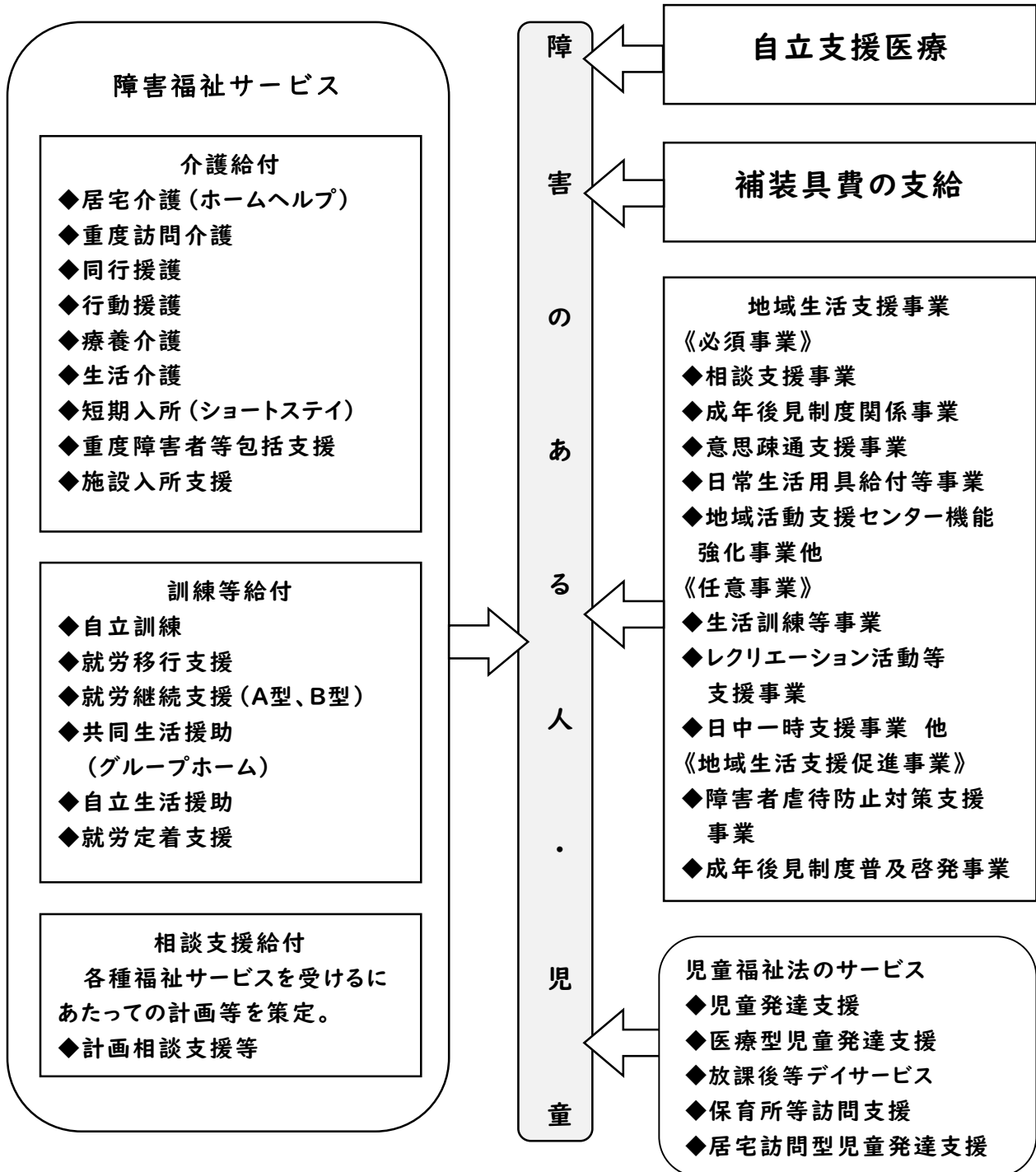
○奥越地区障害者自立支援協議会の相談支援連絡会において、相談支援機関の連携強化やケース検討会、相談支援専門員の質の向上に向けた研修会を実施しており、今後も継続して相談支援専門員の質の向上に取り組んでいきます。

○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や、県が市町職員に対して実施する研修に参加していきます。

第2節 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの見込量

(1) 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等

過去のサービス支給量と第1節で設定した障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標値を基に令和8年度までの各サービスの見込量を設定します。



(2) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などの「訪問系サービス」について各年度における見込みを定めます。

① 実績と見込み

居宅介護、同行援護について実績をあげています。重度訪問介護は、平成30年度から居宅への訪問介護のほか、短期的に入院した場合に医療機関への訪問介護ができるようになりました。重度障害者等包括支援については、現在県内には事業所がないので、0人とし、そのほかは、利用者の現状や利用状況を考慮し、見込量を算出しました。

サービス		年度						
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	利用時間数 (時間分/月)	292 (227)	234 (306)	267 (306)	269 (306)	— (306)	— (306)	— (306)
	利用者数 (人)	28 (24)	26 (28)	28 (28)	28 (28)	— (28)	— (28)	— (28)
重度訪問介護	利用時間数 (時間分/月)	0 (10)	0 (10)	0 (10)	280 (10)	— (280)	— (280)	— (280)
	利用者数 (人)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (1)	— (1)	— (1)	— (1)
同行援護	利用時間数 (時間分/月)	38 (86)	40 (86)	31 (86)	27 (86)	— (40)	— (40)	— (40)
	利用者数 (人)	4 (4)	3 (4)	3 (4)	3 (4)	— (3)	— (3)	— (3)
行動援護	利用時間数 (時間分/月)	0 (10)	0 (10)	0 (10)	0 (10)	— (10)	— (10)	— (10)
	利用者数 (人)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	— (1)	— (1)	— (1)
重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間分/月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (0)	— (0)	— (0)
	利用者数 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (0)	— (0)	— (0)

資料：福祉課

上段：実績(R5年度は実績見込み)

下段：(見込み) R3～R5年度は第6期計画、R6～R8年度は第7期計画

② 見込量確保のための方策

今後、障害のある方の地域生活への移行が進むとともに、利用の増加が予想されるため、訪問介護事業所との連携を図りながら見込量の確保に努めます。

(3) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所など、入所や通所施設等で昼間の活動を支援する「日中活動系サービス」について各年度における見込みを定めます。

① 実績と見込み

生活介護及び就労継続支援B型が増加傾向にあります。また、自立訓練と就労移行支援は減少しています。

就労移行支援については、有期限のサービスであるため、一般就労に結びつかなかった場合に、就労継続支援の利用に転換する場合があります。

令和4年度末までの実績に基づき、令和6年度からの見込みを算出しました。就労継続支援B型事業所の利用が増えており、令和6年度以降緩やかな増加を見込みました。

就労選択支援は、令和7年10月から施行されることから、新規の就労継続支援（B型）利用者年間5名を見込み、令和7年度は3名としました。

また、高齢障害者の障害福祉サービスの継続利用で、若年障害者がサービスを利用できないことがないように、一部サービスに関しては、介護保険への移行を視野に入れていきます。

サービス		年度						
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	利用時間数 (人日分/月)	1,950 (1,884)	1,966 (1,957)	1,954 (1,957)	1,957 (1,957)	— (1,957)	— (1,957)	— (1,957)
	利用者数 (人)	100 (89)	98 (100)	99 (100)	99 (100)	— (100)	— (100)	— (100)
自立訓練 (機能)	利用時間数 (人日分/月)	5 (30)	0 (30)	0 (30)	0 (30)	— (30)	— (30)	— (30)
	利用者数 (人)	1 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	— (2)	— (2)	— (2)
自立訓練 (生活)	利用時間数 (人日分/月)	94 (105)	78 (105)	58 (105)	93 (105)	— (105)	— (105)	— (105)
	利用者数 (人)	10 (8)	9 (8)	8 (8)	8 (8)	— (8)	— (8)	— (8)
就労移行 支援	利用時間数 (人日分/月)	134 (111)	100 (169)	31 (169)	43 (169)	— (132)	— (132)	— (132)
	利用者数 (人)	12 (13)	10 (13)	6 (13)	7 (13)	— (11)	— (11)	— (11)
就労継続 支援 (A型)	利用時間数 (人日分/月)	614 (973)	629 (855)	677 (855)	634 (855)	— (680)	— (680)	— (680)
	利用者数 (人)	34 (52)	36 (45)	40 (45)	38 (45)	— (40)	— (40)	— (40)

資料：福祉課

サービス		年度						
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労継続 支援 (B型)	利用時間数 (人日分/月)	1,727 (1,506)	1,627 (1,506)	1,628 (1,506)	1,730 (1,506)	- (1,810)	- (1,810)	- (1,810)
	利用者数(人)	100 (82)	99 (100)	105 (100)	105 (100)	- (107)	- (107)	- (107)
自立生活 援助	利用者数(人)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	- (1)	- (1)	- (1)
就労定 着支援	利用者数(人)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	- (2)	- (2)	- (2)
就労選 択支援	利用者数(人)						- (3)	- (5)

資料：福祉課

サービス		年度						
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所	利用時間数 (人日分/月)	30 (74)	29 (70)	7 (70)	19 (70)	- (70)	- (70)	- (70)
	利用者数 (人)	15 (16)	13 (16)	8 (16)	7 (16)	- (16)	- (16)	- (16)
療養介護	利用時間数 (人日分/月)	128 (91)	132 (122)	145 (122)	153 (122)	- (155)	- (155)	- (155)
	利用者数 (人)	5 (3)	5 (4)	5 (5)	5 (5)	- (5)	- (5)	- (5)

上段：実績(R5年度は実績見込み)

下段：(見込み)R3～R5年度は第6期計画、R6～R8年度は第7期計画

資料：福祉課

② 見込量確保のための方策

日中活動系サービスについては、今後も、利用者、利用量の増加が見込まれ、勝山市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携し、確保を図ります。

高齢障害者に関しては、介護保険への利用移行を図りながら、相談支援専門員と連携していきます。

(4) 居住系サービス(施設・共同生活援助)

共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など、入所施設等で住まいの場における夜間を含めた「居住系サービス」について各年度における見込みを定めます。

① 実績と見込み

施設入所支援は、令和5年度は死亡退所や介護施設への移行での減少がありましたが、新規入所もあり令和4年度と同数となりました。基準となる令和4年度の70人から令和8年度の目標値67人に減少を見込んでいます。共同生活援助は、地域生活への移行を目指し、各年度1名増加を見込んでいます。

(単位:人)

年度 サービス	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
施設入所支援	69 (66)	71 (71)	70 (71)	70 (71)	— (69)	— (68)	— (67)
共同生活援助	30 (39)	30 (34)	29 (35)	32 (36)	— (33)	— (34)	— (35)
自立生活援助	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

上段:実績(R5年度は実績見込み)

資料:福祉課

下段:(見込み) R3~R5年度は第6期計画、R6~R8年度は第7期計画

② 見込量確保のための方策

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、現在グループホームに入所中の高齢者の方を適切な居住地(高齢者施設や有料老人ホーム等)への移行を促し、若年層がグループホームに入居できるように、計画相談(相談支援専門員)を活用して入所者の地域における生活の場の確保に努めます。

(5) 障害児通所系サービス

児童福祉法の改正により、障害児の福祉サービスが再編され、平成 24 年度より障害児通所支援が始まりました。障害児や、発達が気がかりな児童を対象に通所でサービスを実施しています。

① 実績と見込み

就学前の児童を対象とした児童発達支援、就学児童を対象とした放課後等デイサービスの利用が主になっています。平成 25 年に奥越特別支援学校が開校したことに伴い、学校の敷地内で放課後の支援を実施しています。

サービスの利用にあたり、平成 29 年度から医師の意見書を見直し、気がかり児が早期に適切な療育を受けられるような体制を作りました。今後も、この体制を維持していきます。

医療型児童発達支援については、現在県内には事業所がないため0人とし、そのほかは、学年を節目として利用児童が入れ替わることや利用者の現状や利用状況を考慮し、見込量を算出しました。

(単位：人)

サービス		年度						
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	利用時間数 (人日分/月)	43 (22)	39 (53)	29 (53)	30 (53)	- (45)	- (45)	- (45)
	利用者数(人)	24 (23)	18 (35)	25 (35)	25 (35)	- (30)	- (30)	- (30)
医療型児童発達支援	利用時間数 (人日分/月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
	利用者数(人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
放課後等デイサービス	利用時間数 (人日分/月)	182 (218)	230 (218)	211 (218)	262 (218)	- (270)	- (270)	- (270)
	利用者数(人)	25 (20)	27 (31)	27 (31)	34 (31)	- (35)	- (35)	- (35)
居宅訪問型児童発達支援	利用時間数 (人日分/月)	0 (10)	3 (10)	6 (10)	7 (10)	- (10)	- (10)	- (10)
	利用者数(人)	0 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
保育所等訪問支援	利用時間数 (人日分/月)	2 (10)	1 (10)	1 (10)	1 (10)	- (10)	- (10)	- (10)
	利用者数(人)	2 (2)	5 (5)	7 (5)	6 (5)	- (7)	- (7)	- (7)

上段：実績(R5年度は実績見込み)

資料：福祉課

下段：(見込み)R3～R5 年度は第 2 期障害児計画、R6～R8 年度は第 3 期障害児計画

② 見込量確保のための方策

乳幼児健康診査部門(市健康体育課)、市内医療機関、児童通所事業所や学校等と連携し、利用計画に必要な体制の確保に努めます。

- ※ 「時間分／月」 : 月間の利用人数×1人1月あたりの平均利用時間
「人日分／月」 : 月間の利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

(6) 相談支援

障害福祉サービスの利用のためには、計画相談支援が必要です。また、障害者施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者が地域生活に移行するために地域相談支援があります。地域相談支援は、地域移行支援と地域定着支援に分けられます。

① 実績と見込み

計画相談支援については、3年間で着実に利用者は増加しています。地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院に入院している精神障害者数、地域定着支援については、単身である障害者の数や家族の状況等により、同居している家族からの支援を受けられない障害者の数を勘案して、利用者数を見込みます。

年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
サービス								
計画相談支援	人/月	59 (49)	60 (59)	62 (61)	66 (63)	— (65)	— (67)	— (69)
障害児相談支援	人/月	12 (14)	10 (15)	10 (15)	10 (15)	— (15)	— (15)	— (15)
地域移行支援	人/月	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (1)	— (1)	— (1)	— (1)
地域定着支援	人/月	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	— (1)	— (1)	— (1)

上段：実績(R5年度は実績見込み)

資料：福祉課

計画相談支援については、障害児相談支援利用者(福祉サービス・児童通所サービス併給者)ケアプラン作成者(介護保険給付対象者)も含む

下段：(見込み)R3～R5年度は第6期、第2期(障害児)、R6～R8年度は第7期、第3期(障害児)

障害児通所支援の利用児童は、入学、卒業などで学年毎に入れ替えがあるため、令和5年度からは、実績を考慮し年間2名ずつ利用の増加を見込んでいます。

福祉サービス支給人数

(単位：人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
サービス								
福祉サービス全体		267 (270)	265 (277)	276 (278)	278 (279)	— (280)	— (281)	— (282)
児童通所全体		52 (43)	46 (53)	50 (55)	51 (57)	— (53)	— (55)	— (57)

上段：実績(R5年度は実績見込み)

資料：福祉課

下段：(見込み)R3～R5年度は第6期、第2期(障害児)、R6～R8年度は第7期、第3期(障害児)

② 見込量確保のための方策

指定障害福祉サービス事業所等に情報提供を行い、相談支援事業の促進を図ります。

また、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、利用計画に必要な体制の確保に努めます。

(参考値) 障害児入所系サービス

児童福祉法に基づく、障害児の入所サービスは、児童相談所で把握しています。

障害児施設に入所している児童は、18歳になれば障害福祉サービス(大人のサービス)に移行することになります。

勝山市内には、下記の施設はありませんが、勝山市として現在障害児入所サービスを受けている児童の把握が必要です。

年度 サービス	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害児入所施設	0	1	1	0	0	0	0
医療型障害児 入所施設	1	1	1	1	1	1	0

R2年度は実績、R5年度は実績見込み

資料：福祉課

R6～R8年度は見込人数 第3期障害児福祉計画

第3節 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業の概要

① 目的

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

② 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業、市町村の判断で実施することができる任意事業、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施する地域生活支援促進事業があります。勝山市においては、下記の事業を実施しています。

《必須事業》

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業

《任意事業》

- 生活訓練等事業
- 日中一時支援事業
- レクリエーション活動等支援事業
- 点字・声の広報等発行事業
- 奉仕員養成研修事業

《地域生活支援促進事業》

- 障害者虐待防止対策支援事業
- 成年後見制度普及啓発事業

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化していきます。

② 自発的活動支援事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援事業

勝山市障害者生活支援センター（福祉健康センター「すこやか」内）にて、在宅の障害者及び介護者の地域における生活支援をし、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、専門機関の紹介などを行い、自立と社会参加の促進を図ります。専門的な相談支援を要する困難事例に対応するため、社会福祉協議会及び障害者福祉施設を運営する法人への委託方式により、精神保健福祉士、社会福祉士を配置しています。

また、奥越地区障害者自立支援協議会を設置し、関係機関とのネットワークを構築するとともに、福祉サービスの利用にかかる相談支援の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方等に対する協議を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉協議会内にある成年後見サポートセンター「ささえ愛」において、知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障害者等、意思の疎通が困難な方を支援するため、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、社会生活における円滑な意思疎通を図ります。

(単位：人)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数	6 (10)	6 (8)	5 (8)	6 (8)	— (8)	— (8)	— (8)

上段：実績(R5年度は実績見込み)

資料：福祉課

下段：(見込み) R3～R5年度は第6期計画、R6～R8年度は第7期計画

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、日常生活の便宜を図るため、用具の給付又は貸与を行います。

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援 用具	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	— (1)	— (1)	— (1)
自立生活支援 用具	3 (3)	0 (3)	0 (1)	2 (3)	— (3)	— (3)	— (3)
在宅療養等支援 用具	2 (4)	0 (4)	3 (4)	1 (4)	— (4)	— (4)	— (4)
情報・意思疎通 支援用具	5 (5)	6 (5)	1 (5)	1 (5)	— (5)	— (5)	— (5)
排泄管理支援 用具	460 (400)	426 (460)	372 (460)	400 (460)	— (460)	— (460)	— (460)
居宅生活動作 補助用具	1 (2)	0 (2)	0 (2)	1 (2)	— (2)	— (2)	— (2)

上段：実績(R5年度は実績見込み)

資料：福祉課

下段：(見込み) R3～R5年度は第6期計画、R6～R8年度は第7期計画

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等、意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した活動、生活を支援するため、日常会話程度の手話表現の技術を習得した手話奉仕員を養成します。入門編・基礎編講座を行い、両講座を修了した人について、手話奉仕員の登録を行います。今後も定期的に講座を開催していきます。

⑨ 移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等への外出時の移動を支援することで、社会参加を促します。

今後も利用者のニーズを踏まえて、サービスの充実を図ります。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用人数 (人)	3 (5)	2 (3)	3 (3)	5 (3)	— (5)	— (5)	— (5)
年間延利用時間 (時間)	24 (100)	15 (50)	20 (50)	60 (50)	— (60)	— (60)	— (60)

上段：実績(R5年度は実績見込み)

資料：福祉課

下段：(見込み) R3～R5年度は第6期計画、R6～R8年度は第7期計画

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター」(I型)に通うことにより、創作的活動・生産活動・社会との交流の促進等を目的としたサービスを提供します。また、相談事業・ボランティアの育成等を行い、障害者の地域生活を支援します。

《任意事業》

⑪ 生活訓練等事業

市では、臨床心理士の専門職を配置し、「ことばと育ちの教室」を開設し、ことばの発達等に遅れがみられる未就学児に対して、言葉の訓練や療育指導を実施しております。

また、必要に応じ、次の専門的な療育、医療機関等へつなぎます。対象児については、幼児健診や、保育園・認定こども園・幼稚園でことばや心身の発達に遅れのある児童について、保健師や保育士等を通じて、利用につなげます。

⑫ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息に利用できるよう

に、利用事業所との連携を図ります。

⑬ レクリエーション活動等支援事業

市内在住の障害者及び施設入所者合同のスポーツ大会や、障害者（児）及びその家族を対象とした自立支援を目的とする講座を行います。また、レクリエーションを通じて障害者（児）同士の交流を図ります。

⑭ 点字・声の広報等発行事業

点字や声の広報の希望があれば、ボランティアの協力を得て、対象者宅に郵送にて配付します。

⑮ 奉仕員養成研修事業

視覚障害者の自立した生活と社会活動を支援するため、点訳に必要な技術を習得した点訳奉仕員を養成します。養成講座を修了した人について、点訳奉仕員の登録を行います。

《地域生活支援促進事業》

⑯ 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止センターにおいて、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。

また、障害者週間に合わせ、市広報誌に障害者虐待に関する相談窓口等を掲載し、市民への周知を行います。

⑰ 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図るため、市広報誌に制度や相談窓口について掲載し、普及啓発を行います。

地域生活支援事業の実績・見込量

事業名		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1人	0人	1人	1人	1人	1人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	8人	8人	8人	8人	8人	8人
② 手話通訳者設置事業	設置者数	1人	1人	0人	1人	1人	1人
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	実利用件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
② 自立生活支援用具	実利用件数	0件	0件	2件	3件	3件	3件
③ 在宅療養等支援用具	実利用件数	0件	3件	1件	4件	4件	4件
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用件数	6件	1件	1件	5件	5件	5件
⑤ 排泄管理支援用具(注)	実利用件数	426件	366件	400件	460件	460件	460件
⑥ 居宅生活動作補助用具	実利用件数	0件	0件	1件	2件	2件	2件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	修了者数				5人	5人	5人
(9) 移動支援事業	実利用者数	2人	3人	5人	5人	5人	5人
	延利用時間数	15時間	20時間	60時間	60時間	60時間	60時間
(10) 地域活動支援センター ※ 左列：自市町内のセンター利用 右列：他市町内のセンター利用	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	15人	3人	14人	3人	15人	2人
		15人	2人	15人	2人	15人	2人

(注) (7) ⑤排泄管理支援用具の給付件数は、1か月分を1件としています。

資料：福祉課

計画策定の経過

年月日		内 容
令和 5 年	7 月 6 日	奥越地区障害者自立支援協議会全体会において、「第 6 期障害者福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」の進捗報告、意見聴取。(R3.4 年度分)
	5 月～11 月	計画策定作業
	7 月 18 日	第 1 回検討会議
	11 月 21 日	第 2 回検討会議
	12 月 8 日	市議会総務文教厚生委員会 現状報告
	12 月 19 日～ 1 月 19 日	パブリックコメント
令和 6 年	2 月 22 日	第 3 回検討会議
	2 月	市長へ報告
	3 月	関係機関へ配布、ホームページ掲載

「第7期勝山市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」

検討会議委員名簿等

(R5.5～R6.3)

所属	職名	委員氏名
奥越健康福祉センター	地域保健福祉課長	杉井 真由美
勝山市社会福祉協議会	主任	田村 喜代美
勝山市身体障害者相談員	相談員	水谷 治
勝山市知的障害者相談員	相談員	石橋 清美
奥越地区家族会	会長	森廣 茂治
大日園	理事長	笠羽 涼子
九頭竜ワークショップ	いずみの郷管理者	光澤 郁子
紫水の郷	所長	前田 和弥
社会福祉法人 つぐみ福社会おくえつ事業所	所長	山品 光央
奥越特別支援学校	校長	大崎 忠久
勝山市障害者生活支援センター	代表	森下 秀代

事務局

福祉課	課長	黒瀬 しのぶ
	課長補佐	中川 真吾
社会福祉係	係長	三屋 竜平
	主査	有馬 美奈子
	主査	乾 一恵
	主査	山口 和伸
	事務補助	北坂 政敏
健康体育課	課長	木船 栄士
	課長補佐	宇都宮 美枝子
健康増進係	係長	中川 真樹子
こども課	課長	織田 優子
	課長補佐	中村 博紀
幼児教育係	係長	木下 恵美
子育て相談係	係長	松井 香織

第7期勝山市障害福祉計画・第3期勝山市障害児福祉計画

令和6年3月策定

勝山市福祉課

〒911-0035

福井県勝山市郡町1丁目1番50号

0779-87-0777 (直通ダイヤル)